

要 望 書

令和 5 年 7 月 25・26 日



認定特定非営利活動法人
全国木材資源リサイクル協会連合会

要望書

2050年のカーボンニュートラルに向け、再生可能エネルギーの重要性が高まっている。木質バイオマス発電はその一角を占めており、当連合会は木材資源のリサイクルを通して、マテリアル原料とともにサーマル燃料の供給に取り組んでいる。しかし、欧州では、「木質資源のサーマル利用はリサイクルではないという」厳しい意見がある。こうした海外の動向を踏まえ、当連合会では、サーマル利用に係るCO₂排出削減や温暖化対策への貢献に関する根拠を明らかにするため、昨年度、専門家を座長、会員企業11社の担当者を委員、関係省庁・ボード業界をオブザーバーにお願いし、「カーボンニュートラルWG」を組織して議論を進めてきた。その成果として、「カーボンニュートラルに貢献する木材資源リサイクル」と題した報告書を取りまとめたところである。木材資源の効果的な活用は、地球温暖化対策と循環型社会の構築という二つの課題の解決に深く関連する取り組みであり、国連の定めた「持続可能な開発目標(SDGs)」への貢献に通じる取り組みである。この取り組みを確実にするため、木質チップの関係団体で構成している当連合会として、木材資源リサイクルの事業活動におけるCO₂排出量の可視化や削減を進めていく必要がある。

また、近年の豪雨災害における木くずの処理について、当連合会の会員がノウハウを生かして出来得る限りの資源化に努めたところである。こうした災害対策の分野においても、持てる力を結集し、速やかな復興に取り組んでいきたい。

これまでも、独自の調査による実態把握に基づき適切な対応に努めているが、ますます多様化する社会的要請に添えていくには、木材資源リサイクルの関係法令や諸制度の的確な見直しが必要となる。

そこで、当連合会会員が社会的要請に添えていくために必要な事項について、ここに要望いたします。早期に実現できますよう、特段の配慮をお願い申し上げます。

令和5年7月25・26日

農林水産大臣 野村 哲郎 様
経済産業大臣 西村 康稔 様
国土交通大臣 斉藤 鉄夫 様
環境大臣 西村 明宏 様

認定特定非営利活動法人
全国木材資源リサイクル協会連合会
理事長 藤枝 慎治

環境省

1. 木質チップの有価物としての取扱い

木質資源を有効に活用するためには、木材の特徴を生かした措置が求められる。木材は再生可能な資源であり、中間処理の過程でマテリアルあるいはサーマルリサイクルに有用な木質チップとなる。最終処分が必要な材でないことから、県外からの持込みに関する規制撤廃など、リサイクルを一層進めるための措置を検討願いたい。このことについて、令和2年7月に「建設汚泥処理物等の有価性に関する取扱いについて（通知）」が発出された。木質チップは、中間処理業者と利用事業者との間で現に有価物として流通している。通知の趣旨を踏まえ、より円滑な流通が出来るよう、関係自治体が木質チップに関して条件を整えば製造時点の有価物として判断するよう、徹底願いたい。

2. 廃棄物処理業における適正処理と脱炭素経営の推進

2050年のカーボンニュートラルに向けて、改正地球温暖化対策推進法が施行され、特定排出者である企業は温室効果ガス排出量の可視化が求められた。また、すべての企業において脱炭素化経営は必至であり、廃棄物処理業においても、適正処理とともに温室効果ガス排出量の削減が求められる。そのため、適正処理と脱炭素化経営に取り組んでいる廃棄物処理業者への委託が進むよう、次の基本的事柄について取り組みを願いたい。

（1）廃棄物処理業の施設更新手続きの円滑化

老朽化により破碎機を更新する場合、能力を変更すれば知事等の許可が必要である。しかし、現在、技術の発達により省エネや防音など環境に優れた製品が多いことから、同一の場合でなくとも環境が改善され、かつ一定の範囲の能力の変更については、優良機種導入の立場から、令和3年4月に「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続きについて（通知）」が発出され、生活環境影響調査等の手続きを要しないとされた。この通知の趣旨を踏まえ、カーボンニュートラル推進の観点からも、許可事務を担当している都道府県等の部局に更新手続きの円滑化の徹底を図られたい。

（2）排出事業者責任の徹底について

委託契約やマニフェスト発行の当事者である産業廃棄物排出事業者が基本的な処理基準、委託基準を理解していないことが多い。例えば、マニフェストを持参しない、記載事項漏れ、設計数量と実績量の乖離、委託契約なしの持ち込みなどの事例が後を絶たず、徹底が必要である。そのため、排出事業者が廃棄物処理法の知識や理解を深めて、的確に処理業務、委託業務を執行する担保として、法的資格を持つ者（例：産業廃棄物管理責任者）の配置の推奨と講習会受講制度を整備されたい。また、温室効果ガス排出量の削減についても十分意を用いるよう徹底願いたい。

（3）小規模処理施設による不適正処理の排除について

処理量が一日5t未満の場合、廃棄物処理法による設置許可が不要である。そうした小規模施設による廃棄物の不適正処理が見受けられ、適正なリサイクルを阻害する要因になっている。また、山間地域において、リース機械の移動式破碎機により許可なく現場破碎している例が見受けられる。環境負荷低減の観点からも、実態を把握するとともに監視を強化する等、不適正処理の撲滅に努められたい。

（4）廃掃法対象外の木くず破碎施設の環境に与える影響について

従来、廃棄物として処理を行っていた木くず（廃合板型枠など）が、有価物として扱われ

るケースが出てきている。この処理ルートにおいては、従来と同様の破碎処理が行われて木質チップ製品となるが、有価物＝廃棄物でないという判定から、廃棄物処理法における生活環境影響調査の対象外となっている。については有価物の破碎処理においては、環境行政として騒音・振動規制法などの適切な運用により生活環境を守るための措置を講じられたい。

(5) 優良産業廃棄物処理業者認定制度における優遇措置の拡充

「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言」において、成長に向けた振興方策として優良産業廃棄物処理業者認定制度の強化と有効活用が謳われている。そのために許可の有効期限の更なる延長や一定の条件における施設の設置、変更手続きの簡略化など、優遇措置の拡充を図られたい。

3. 災害被災木の有効活用のために

大地震、超大型台風など自然災害の脅威が増しており、災害時には被災木の大量発生が想定される。復興を図るうえで、この災害被災木を迅速に処理する一方、資源としての有効活用が求められる。そのため、次のことを検討願いたい。

(1) 連合会の活用

災害被災木のリサイクルのためには処理ルートが不可欠で、連合会にはそのルートがあり、事前に相談を受けることで円滑な処理が可能である。したがって、処理にあたっては当連合会のノウハウを活用されたい。

(2) 災害廃棄物の区分の新設

災害被災木は一般廃棄物に区分されているが、速やかにリサイクル処理するには広域対応が必要である。そのための手続きを円滑に進めるため、災害廃棄物の区分の新設や特例の拡大などの措置を検討願いたい。

(3) 災害廃棄物処理計画の策定と保管場所の確保

災害被災木の円滑な処理のためには、自治体における災害廃棄物処理計画の策定が求められている。令和4年3月時点の市町村の策定率は72%と増加しており、取り組みの成果が表れている。その中で、災害廃棄物保管場所の確保は大切な要件であり、迅速な対応のためにもあらかじめ保管場所の候補地をリストアップするなど、最大限の運用を図られたい。

(4) 柱、はりの保管場所の長期間使用

災害被災木のうち、柱、はりについては、材の性質上、マテリアル、サーマルなど様々な有効活用が可能である。そのためには、利用先の確保などの調整上、長期間使用できる保管場所の確保が求められる。そこで、飛散等の恐れが無い柱、はりを有効に活用するため、災害復興予算の柔軟な運用などにより長期間使用できる保管場所の確保を図られたい。

(5) 船輸送のための岸壁の確保

大規模災害時には一度に大量のチップが発生するためチップ受け入れ先の確保が広域になる場合があり、遠方への大量のチップ輸送は船での輸送になる。その場合、積み込み及び積み下ろしの岸壁の確保が必要となる。そこで、モーダルシフトの観点からも、あらかじめ関係する国や自治体が連携して、災害時に行政が所有している岸壁を速やかに使用できるような体制の構築を願いたい。

4. 業種の認定と外国人研修生の受け入れ

(1) 連合会の活用

「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言」に謳われているように産業廃棄物処理業の社会的位置づけは年々重くなっている。なかでも中間処分業は、適正処理に加え、リサイクル製品の製造という役割が急激に大きくなりつつある。こうしたことから、資源の有効利用や人材確保など、今後も安定的に循環型社会づくりに貢献するため、業の実態を詳細に調査し、「その他サービス業」から新たに独立した業種として位置付けられるよう、支援願いたい。また、我が国の木材資源リサイクル技術の先進性を海外の青年に伝えるため、その実習の場として当連合会の企業の活用について検討願いたい。

(2) 安全衛生のノウハウ取得に支援を

全ての業界において安全性の向上は最重要事項である。外国人研修生を受け入れる場合、産業廃棄物処理業界は他に比べて労働災害が多く、安全な処理知識と技術の向上は喫緊の課題である。そのため、安全衛生のノウハウの取得に努める業界の取り組みを支援願いたい。

5. 脱炭素化社会の実現に向けて

(1) 連合会の活用

改正地球温暖化対策推進法により、2050年の脱炭素化社会の実現が打ち出され、あらゆる分野で従来の発想を超えた取り組みが求められている。連合会は木質資源のリサイクルを通して、行政、市民、企業などの多岐にわたる分野の結びつきを図る団体として活動している。国を挙げて取り組む脱炭素化社会の実現に向けて、木質バイオマスを活用した様々な取り組みが可能であり、各会員の業務の特徴を生かして貢献したいと考えている。この実現のため、積極的に連合会を活用願いたい。

(2) 脱炭素化経営とコストアップへの対策

カーボンニュートラルに向けて、プライム市場の上場企業はスコープ3までのCO₂排出量の把握が求められている。サプライチェーンに連なる資源循環業においてもCO₂排出量の可視化は重要な課題となる。そこで、DXを活用した排出量の計算と削減計画、そして促進のために工場の電力をRE100に変えるなどの取り組みが求められる。これらはコストアップにつながるものであり、中小企業にとって大きな負担となる。こうした取り組みを促進するための補助メニューや支援策について検討願いたい。

経済産業省

1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

(1) 既存事業者への影響について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度に伴うバイオマス発電施設の計画において、本来活用が想定されていた未利用木材や一般木材のほか、建設廃材利用の計画も多く見受けられる。既存利用に影響を与えないという原則に則り、当初想定 of 未利用木材や一般木材の利用を最優先して、建設廃材系木質チップについては、既存利用者への流通が阻害されることのないよう、引き続き取り組みを願いたい。また、既に許可を得ている発電事業者の使用燃料の大幅な変更についても、引き続き同様の取り組みを願いたい。

(2) 運用の厳格化について

当連合会は、木質バイオマス証明の認定団体として、事業者の認定審査及びその後の確認調査については充分留意して実施しているが、制度の趣旨に反した不適正な事例が発生することのないよう、国においても罰則の創設、監視体制の強化、由来証明・製品チップの種類別出荷管理の厳格化等により、より公平な施行を図られたい。

(3) 脱炭素化経営とコストアップへの対策

カーボンニュートラルに向けて、プライム市場の上場企業はスコープ 3 までの CO₂ 排出量の把握が求められている。サプライチェーンに連なる資源循環業においても CO₂ 排出量の可視化は重要な課題となる。そこで、DX を活用した排出量の計算と削減計画、そして促進のために工場の電力を RE100 に変えるなどの取り組みが求められる。これらはコストアップにつながるものであり、中小企業にとって大きな負担となる。こうした取り組みを促進するための補助メニューや支援策について検討願いたい。

農林水産省

1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

(1) ガイドラインの基本原則の遵守について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度に伴うバイオマス発電施設の建設によって、従来の建設廃材等の廃木材チップの分野においてもマテリアル利用からサーマル利用へのシフトが見られ、今後の木質バイオマス発電設備の急激な増加によりこの傾向はますます顕著になると考えられる。このため、従来の製紙・ボード原料など既存利用事業者へ影響を及ぼさないとするガイドラインの基本原則を守るため、引き続き取り組みを願いたい。

(2) 運用の厳格化について

当連合会は、木質バイオマス証明の認定団体として、事業者の認定審査及びその後の確認調査については充分留意して実施しているが、制度の趣旨に反した不適正な事例が発生することのないよう、国においても罰則の創設、監視体制の強化、由来証明・製品チップの種類別出荷管理の厳格化等により、より公平な施行を図られたい。

(3) 合板型枠の由来証明の確認について

合板型枠がグリーン購入法に位置づけられたことにより、版面表示により、一般木質バイオマスとして取り扱うことが明示されたところである。しかし、版面表示は一部分であり、また、廃棄間際の材であれば、老朽化による表示の消失等によりその他の合板型枠材との区別が困難で、さらにチップになれば合法木材か否か判別することは不可能である。また、栈木等の取扱いについても厳格な対応が求められる。そこで対象木材かどうか、また、再生可能エネルギー固定価格買取制度の趣旨に合致しているかどうか監視方法を確立するとともに、適正な取り扱いがされているのか評価方策を確立願いたい。

2 木質資源の地産地消の促進

2015年に国連が採択したSDGsの取組みが求められており、そのためエネルギー分野において大規模から分散化へと向かっていくことが考えられる。その際、要となるのが再生可能エネルギーであり、第5次エネルギー基本計画においてもベース電源として位置付けられた。中でも、木質バイオマスは太陽光や風力と比べて安定的なエネルギー供給を可能とする。また、森林資源を対象として地域内エコシステムの構築に向けた報告書が公表されたが、未利用木材だけでなく廃木材の活用において適正処理とともに環境負荷の少ない取り組みが求められている。そこで、不法投棄の防止、遠距離運送によるCO₂増加などを考慮し、木質資源の地産地消が実現できるような環境負荷の少ない活用システムの確立を図られたい。

国土交通省

1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響

「再生可能エネルギー特別措置法」の施行に伴い、未利用木材や一般木材を燃料として使用する計画のバイオマス発電事業者が燃料を集められないために建設廃材を燃料に使用することや、燃えやすい建設廃材を一部に利用するバイオマス発電計画も多くみられる。これらは、これまで順調に流れている建設廃材の流通に影響を及ぼすものであり、このままではこれまで関係業界が協力して築き上げてきた仕組みを壊しかねない。建設廃材系チップの既存利用者への流通が阻害されることのないよう、十分に監視、指導されたい。また、既に許可を得ている発電事業者の使用燃料の大幅な変更についても、同様の取り組みを願いたい。

2 分別可能な建設資材の開発等

新工法による木造住宅解体の場合、在来工法に比べて複合材の使用が多く、その分別が難しい。そのため、結果として廃棄物になる事例が多く発生している。そこで、循環型社会構築のため、今後建設工法や建設資材の開発・製造にあたり、分別リサイクルを前提とした工法や製品を開発するよう指導願いたい。

3 災害廃棄物を船輸送するための岸壁の確保

大規模災害時には一度に大量のチップが発生するためチップ受け入れ先の確保が広域になる場合がある。遠方への大量のチップ輸送は船での輸送になる。その場合、積み込み及び積み下ろしの岸壁の確保が必要となる。そこで、モーダルシフトの観点からも、あらかじめ関係する国や自治体が連携して、災害時に行政が所有している岸壁を速やかに使用できるような体制の構築を願いたい。